

広島県告示第千十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十一年十一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を廃止した事業所	廃止年月日
<p>名称 医療法人健心会</p> <p>主たる事務所の所在地 福山市三吉町四丁目一番一五号</p>	<p>名称 三愛居宅介護支援事業所</p> <p>所在地 福山市千田町千田字蔵王原二五九一</p>	<p>平成二十一年九月三〇日</p>
<p>名称 カレッタ広島トランスファースービス有限会社</p> <p>主たる事務所の所在地 広島市西区庚午北二丁目一七番二四号</p>	<p>名称 居宅介護支援事業所カレッタ広島</p> <p>所在地 広島市西区庚午北二丁目一七番二四号</p>	<p>平成二十一年一月二七日</p>
<p>名称 社団法人安芸地区医師会</p> <p>主たる事務所の所在地 安芸郡海田町栄町五番一三号</p>	<p>名称 安芸地区医師会船越居宅介護支援事業所</p> <p>所在地 広島市安芸区船越南二丁目六番七号</p>	<p>平成二十一年一月三二日</p>